

法人課税
↓
応益課税の視点から改革可能?

法人事業税の改革が必要



【研究発表】 テーマ2

地域活性化と地方税改革の方向性

東日本大震災からの復興には、被災地の地方自治体自らが主体となるべきである——。この問題意識のもと、TKC東北会研究発表グループは震災復興および地方経済の活性化における問題点を考察。国と地方の関係性、地方自治のあり方などを検証し、地方税改革の必要性を指摘した。

研究グループ TKC東北会

丹治 洋・渡部美智雄・植松知幸・和川 崇・橋浦佳子・板倉雄一郎・外久保 茂・渋谷 和・鳥居由葵

指導教官：専修大学教授 増田英敏

とき：平成25年6月21日(金)

はじめに

中央集権の非効率性が
震災復興の大きな足かせに

丹治 平成二十三年三月十一日、マグニチュード九・〇の東日本震災が発生しました。それに伴う大津波、そして福島第一原子力発電所事故は地域に大きな被害を与え、また先の見えない深い傷を残しています。



丹治 洋会員

私たちは職業会計人として震災復興の現場に立ち、被災した事業者や地域の支援に携わってきました。津波被害を受けた、あるいは原発事故の周辺地域の仲間たちは、自らも被災者であるにもかかわらず、被災直後か

ら現在に至るまで献身的に地域の再生のため尽力されています。ところが、復興庁発足は震災発生からほぼ一年を経た平成二十四年二月十日。遅々として進まぬ復興を目の当たりにしながら私たちはいら立ちを募らせ、そして「国や中央省庁でなく、被災地の自治体自らが復興の主体となるべきだ」との思いを強くしました。この思いが、地方税を研究発表の主題に据える原点となったのです。

災害復旧の場面ではトップダウン型の施策が有効でしょう。しかし復興の場面では、住民が要望を地方自治体に上申し、それを基に地方自治体が復興計画を策定し、その財源を国が担保する——というボトムアップ型の施策の方がスピード感も効率も良いと、現場にいる私たちは強く感じています。地方分権が叫ばれて久しいですが、現状は中央集権的です。この中央集権の非効率性が、震災復興の大きな足かせとなっているといえます。同時に、私たち被災者も国の

支援策を待つ姿勢が強かったことも否定できません。「国が施す政策を受け入れる」という姿勢は震災復興の場面のみならず、地方に根付く伝統的な態度であると気付かされました。

被災地の経済・雇用の問題は深刻です。東北地方はもとも大きな経済規模を有していたわけではありませんが、大津波と原発事故の影響により、事業所数・従業者数ともに震災前と比較しても激減しています。したがって被災地の復興には、何よりも地域経済の活性化が必要なのです。

地域の特色を生かした産業を根付かせ、多様化した国民のニーズの受け皿として活力を持って存続できる地域——。これが私たちのイメージする地域活性化の理想の姿です。

そこで地方税を題材に、①地方税の沿革、②課税自主権と国の関与、③個人課税、④法人課税、⑤福島の現状と課題——を論点として、地方の活性化に向けた考察を行ってまいります。

I 地方税の沿革

「シャウプ勧告」の精神から改正のたびに乖離していった

橋浦 皆さん！ 実務において法人税が決まると法人事業税や法人住民税が半ば自動的に決まり、所得税が決まると個人住民税や個人事業税が決まってしまふことに疑問を感じたことはありませんか？

なぜこうした体系となったのか。それは地方税の成り立ちに原因がありました。

明治維新から間もない明治四年に廢藩置県があり、明治六年に地租改正が行われました。地方税の始まりはその直後の明治八年です。開国したばかりの明治政府の課題は、近代国家への急速な整備でした。その統治のためにも地方制度の整備が必要であったため、国政の一部を地方に担当させる意味でも中央集権的な支配体制とならざるを得ませんでした。

例えば、知事などの任命権はもとより、府県予算の修正権も内務大臣にありました。当然、地方自治体の財政における自主権も著しい制約を受け、これが現代へと続く地方財政の原型となったのです。また行政事務の一部を自治体に肩代わりさせたことにより、当初から国庫補助金が交付されたことも中央による統制を加速させる要因となりました。

昭和二十四年、日本における地方自治の現状を変えようとしたのが、シャウプ博士による「シャウプ勧告」でした。「日本あるいは他のいかなる国でも、その将来における進歩と福祉とは他のいかなる要素にも劣らず、地方政府の行政の量と質にかか



橋浦佳子会員

っている」として、強力な地方政府の必要性を説かれたのです。すなわち、地域住民が必要とする公共サービスは一番身近な市町村が担い、それに必要なコストは税という形で負担する。支払う税金と受け取る公共サービスの関係に住民自身が理解することで、一人ひとりの地方自治への意識を高めようとなりました。

これは、昭和二十五年の新しい地方税制度ではこの勧告内容が取り込まれましたが、その後はシャウプ勧告から乖離する改正が続くことになりました。

朝鮮戦争の勃発による日本における政治情勢や経済状況の変化、アメリカの対日政策の転換——。また長年続いてきた中央集権的な統治からの変化に国民が対応できなかつたことも要因の一つかもしれません。

敗戦からの復興や高度経済成長時には国の強力なリーダーシップが有効な手段であり、また効率的だったのでしたが、現代においてはその弊害も垣間見えてきたように感じられます。

II 課税自主権と国の関与

各自治体には税目・税率を自由に設定できる「課税自主権」がある

渋谷 ここから、「課税自主権と国の関与」についてディスカッションをしていきます。渡部さん、鳥居さん、板倉さん、和川さんよろしくお願いします。
渡部 まずは地方税に関する法の規定を確認しましょう。

鳥居 日本国憲法第九二条と第九四条に、地方自治に関する規定が定められています。

【日本国憲法第九二条】
 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。
【日本国憲法第九四条】
 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

次に地方自治法と地方税法の規定も確認しておきましょう。

【地方自治法第二二三条】
 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

【地方税法第二条】

地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

【地方税法第三条】

地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

渡部 これらの法律の規定から、地方団体には課税自主権が付与されている、ということが分かります。「課税自主権」とは、「税目」や「税率設定」などについて地方団体が自主的に決定し、課税し、徴収することができる権利ということ。そしてこの「税目」は「法定外税」といわれています。

鳥居 東北では宮城、福島等の「核燃料税」、青森・岩手・秋田・宮城の「産業廃棄物税」が法定外税です。ただどうもピンとこないというか……

渡部 法定外税をまとめてみると、法定外普通税が二一件、法定外目的税が三六件、税額は六一六億円です。

となくも無理ないですね。渡部 「税率設定」については、どのような状況ですか。

和川 例えば、法人市民税の標準税率は一二・三%、制限税率は一二・七%となっています。市町村の税率は一二・三%がほとんどですが、たまに超えているところがありますね。でも法人市民税は上限である「一四・七%」を超えて設定することはできないこととなっています。

一方、個人住民税は標準税率が一〇%（県四%、市六%）で税率の制限はありません。一〇%より低く設定している自治体はあるものの一〇%を超えて課税

している自治体はないようです。これは、現行の地方税法では、地方団体が自主的に定めることができるのは「制限税率の範囲内での超過課税」「不均一課税の採用」「法定外普通税」「法定外目的税の創設」などに限られているからだと思います。

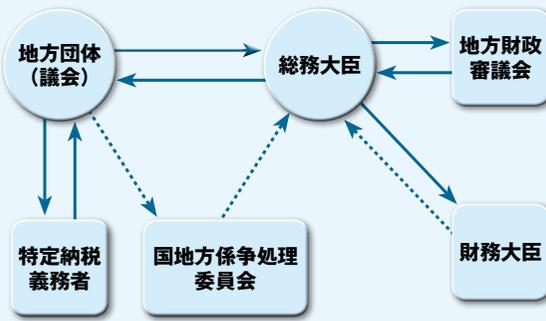
渡部 ここで法定外税を新設する場合の手続を確認してみよう。総務大臣の同意を得ることが条件となっていて、ここで総務大臣は「不同意三要件」

法定外税一覧

平成22年度決算額 516億円 (対地方税収額 0.15%)

1 法定外普通税 [418億円 (21件)] 〈対地方税収額 0.12%〉	2 法定外目的税 [97億円 (36件)] 〈対地方税収額 0.03%〉
[都道府県]	[都道府県]
石油価格調整税 10	産業廃棄物税等 69
核燃料税 232	宿泊税 10
核燃料等取扱税 12	乗鞍環境保全税 0.2
核燃料物質等取扱税 151	
臨時特例企業税 0.2	
計 404 億円	計 80 億円
[市区町村]	[市区町村]
砂利採取税等 0.3	遊漁税 0.1
別荘等所有税 6	環境未来税 12
歴史と文化の環境税 0.6	使用済核燃料税 6
使用済核燃料税 4	環境協力税 0.06
狭小住戸集合住宅税 4	
計 14 億円	計 18 億円

法定外税新設の手續



〈不同意3要件〉

1. 国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
2. 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
3. 1および2のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

に照らし合わせて法定外税を検討することになっていきます。ところが、実はこの「三要件の基準」は明確にされていません。この点は法定外税導入手続における課題といえます。

法定外税の導入には高いハードルが存在している

渡部 最近では神奈川県の特例企業税などの判例から見ても、法定外税の導入には大きなハードルがあるようですね。

板倉 臨時特例企業税について

て研究しましたので、ご説明します。平成十三年に神奈川県が法定外普通税として臨時特例企業税を創設しました。ただし、この制度は外形標準課税が導入されたことに伴い、平成二十一年三月で終了しています。

納税義務者は神奈川県に事務所等を持って事業を行っている資本金五億円以上の法人です。税額は法人事業税の所得割の課税所得金額算定上、繰越欠損金を控除相殺した金額に二%（創設当初は三%）を税率として計算します。そして、神奈川県に工場を置くある自動車メーカーは、この臨時特例企業税が地方税法違反だとして、納めていた臨時特例企業税一九億円全額の返還を神奈川県に請求しました。

法律には国が定める憲法を筆頭に、法律・政令・省令・府令などがあります。原則的なことは上位の法で定め、詳細を下位の法令に委ねることがよくあります。ポイントは「準則法」

あるいは「準則主義」が存在すること。つまり下位の法は上位の法に従わねばならないのです。今回の事案では、法の上下関係をみると地方税法の低位が条例です。したがって条例は地方税法に従わなければなりません。そうすると、前事業年度で欠損が生じ、次の年度で利益が出た場合、法人事業税は欠損金の控除があるため税金は生じません。しかし、臨時特例企業税の課税標準は繰越欠損金控除前の事業税の所得金額で、繰越欠損金を限度としています。つまり、条例よりも上位にある地方税法で定めている繰越欠損金の控除を条例により認めないというのは、地方税法の規定の目的や効果を阻害している——というのが原告（納税者側）の主張です。

一審判決では、法定外税といえども、あくまでも地方税法上の具体的準則によつて課税権は行使されなければならない。臨時特例企業税の一番の特徴ともいえる繰越欠損金を控除しない課税標準は、欠損金の控除を定

めている規定の目的・効果が阻害され、地方税法の規定の趣旨に反する——との判断がなされました。つまり納税者の勝訴です。

鳥居 事業税の課税標準といつても、別の税目ですよ。総務大臣の同意もあつたわけだし問題ないように思えますが。

板倉 臨時特例企業税は、利益があり行政サービスを受しながら、欠損金の控除で応分の負担をしていない法人に対し、担税力に見合う税負担を求めたものです。控訴審では臨時特例企業税は法人事業税を補完する「別の税目」として認めるとの判断がなされ、一審の判決を取り消して神奈川県が勝訴しています。

鳥居 納得します。

板倉 しかし、今年三月に出た最高裁判決では納税者が逆転勝訴。神奈川県は一七〇〇社に対し、還付加算金を含めた六三五億円を返還する結果となりました。判決理由は、一審判決と同じ理由となっております。

鳥居 ますます法定外税の導入に壁ができたと感じます。

渡部 この判決からも分かるように、地方自治体が独自の税収確保を実現しようとしても、なかなか実現できない——というのが現状のようです。

地方財政の34%が 地方交付税で賄われている

渡部 法定外税の導入が進まないもう一つの理由に、国の関与⇨地方交付税制度があると考えられます。まず、地方交付税の目的を確認してみましょう。

和川 地方交付税の目的は大きく分けて二つ。一つは地域間における財政力の格差を是正するため、もう一つは一定水準の行政サービス（警察署、消防署、市役所など）を維持するための財源を保障するため——です。実は、地方財政の三四%が地方交付税で賄われています。また交付税の額は、平成二十四年度の大綱では一六兆四〇〇億円が交付されています。なお、東京都のように税収の大きな地方自治体には地方交付税は交付



渡部美智雄会員、鳥居由葵会員、板倉雄一郎会員、和川 崇会員

されません。不交付団体と呼ばれています。

またあまり知られていませんが、地方交付税の原資は国税の一定割合とリンクしています。例えば、所得税三二%、酒税三二%、法人税三四%、消費税二九・五%、たばこ税二五%……。

私たちの身近な税が地方交付税の原資なんですね。そして地方自治体に交付される税額の計算式は、「普通交付税⇨基準財政需要額⇨基準財政収入額⇨財源不足額」となっています。

渡部 財源不足額が交付税として交付されていると……。

板倉 それならば、特に財政収入を上げなくてもいいような気がしません。

和川 ええ、そこが交付税制度の良いところでもあり、悪い部分でもあるわけです。しかも基準財政収入額には、税収見込額の七五%が計算式に加わるので、税収が増えた分、交付税が減ることになります。

また基準財政需要額には様々な単位費用や補正係数が用いられていて、計算を複雑化させています。その分、制度が分かりづらくなっているといえます。

渡部 地方による課税は廃止して国による課税に一本化する——といった考え方もできそうですが、地域間での財政格差は生じてしまうので、交付税制度

を廃止する

のは現実的ではないで

しょう。た

だし、行き

過ぎた行政

サービスを

見直して、

それぞれの

地方の実情

に見合った

を独自に行

うべきであ

ろうと思

います。

最後に、

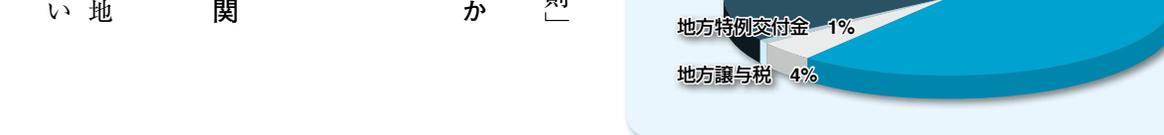
地方税の「七原則」

を確認して

おきましょう。

i 収入が十分なものであり、かつ、普遍性があること

ii 収入に安定性があること



iii 収入に伸張性があること

iv 収入に伸縮性があること

v 負担分任性があること

vi 地方団体の行政又は施設に関する（応益性）があること

vii 地方税の自主性

現状はどうでしょうか？ 地方税が抱える課題は山積しているといえますね。

Ⅲ 個人課税

地方財政が果たすべき機能は 住民に身近な公共財の提供

渋谷 ここから個人課税の議論に移ります。では外久保さん、鳥居さん、植松さん、橋浦さん、ご発言をお願いします。

外久保 個人住民税について議論する前に、前提となる租税の公平原則について確認しておきましょう。租税の公平原則には応能原則と応益原則があります。応能原則とは、所得、資産などの経済力に応じて負担すべきとする考え方であり、応益原則とは、住民が受ける公共サービスからの受益に応じて負担すべきであるとする考え方です。

これを前提に、まず財政の機能について確認していきます。

鳥居 財政の機能は三つあります。第一に、公共財の供給機能です。公共財とは、「外交」「国防」「道路」「港湾」「警察」「消防」などが該当します。

第二に、所得再分配機能です。民間競争市場で発生する所得格差の是正を行う、いわばセーフティーネットとしての機能で、例えば所得や資産に対する「累進課税制度」「雇用保険」「生活保護」などの整備を指します。

第三に、マクロ経済安定化機能です。好景気の時には、企業・個人の納税額が増加することによって景気の過熱を抑制します。不景気の時には納税額が減少し、雇用保険の給付が増えることによって、景気を下支えします。

これは「景気の自動安定化装置（ビルト・イン・スタビライザー）」といわれています。また不景気の時には、減税や公共事業の実施により需要を創出し、景気を刺激することがあります。

外久保 財政の機能のうち、地方財政が果たすべきは？

植松 国と地方とでは経済構造が違いますし、また地方経済は国全体の経済に比べ、資本と人が地域を自由に移動します。したがって国全体でのマクロな視点が必要な所得再分配機能と

経済安定化機能は、国の財政が担うべきであるでしょう。

ですから、地方財政が果たすべきことは資源配分機能、すなわち住民に身近な公共財の提供であると考えられます。

橋浦 「住民に身近な公共財」とは、例えば生活道路、公民館、学校給食、家庭用ごみ収集、道路の除雪などの公共サービスをいいます。

これら公共サービスの提供には「財源の確保」が必要ですが、地方の公共サービスは受益と負担の関係が分かりやすいことから、地方財政においては地方税がその役割を担うべきです。

また租税の公平原則に照らせば、地方税は提供される地方公共財の対価であるとの観点から、地方税の課税は応益原則がふさわしいと考えます。

植松 現状の個人住民税は、

所得課税としての所得割、人頭税的な性格の均等割の二つから構成されています。個人住民税の所得割は、所得税と同じ所得を課税客体としています。「三位一体の改革」の際に行われた税源移譲により税率は道府県四％・市町村六％の合計一〇％で比例税化されています。

鳥居 比例税化により、国税である所得税と地方税である個人住民税の役割分担が図られたといえます。具体的には、所得再分配機能は累進税率を採用している所得税が担うべきであること、また地方税原則の求めている「税の安定化」の要請をより充足することができるようになりました。応益課税原則には、累進課税よりも比例税の方がなじみやすいですね。

橋浦 でも「三位一体の改革」で所得税から個人住民税に税源移譲がされ、個人住民税の納税額が増えた割には、世間一般には、納税感というか地方税を負担している意識が低いように感

納税意識の低さは

痛税感のない賦課徴収が二因

外久保 個人住民税の構造はどうなっていますか。

じます。これは多くの場合、個人住民税が給与から天引きされているからなのでしょうが？

外久保 橋浦さん、良い指摘ですね。特別徴収が納税意識の醸成を妨げる一因となっていることは間違いないでしょう。

地方税法第三二七条の二、第四五条の二により、原則として個人住民税には申告義務が定められています。しかし、「同条」ただし書き」により、給与支払報告書・公的年金等支払報告書の提出がされている場合、確定申告書を提出している場合は、個人住民税の申告は不要となっています。この理由は、「納税者の手間を省くための措置」といわれています。そのためほとんどの場合、改めて個人住民税の申告をしていないのです。

また申告書も税額の記載がない「課税標準申告書」となっています。ここが所得税とは決定的に違うところです。

橋浦 個人住民税は地方税全体の三二・二%を占め、地方自治体にとっては重要な税源です。

しかも地域住民にとっては、行政サービスの対価なわけですね。それなのに受益と負担の関係が分かりづらい「賦課徴収」の仕組みになっているのは、なんとも釈然としないような……。

植松 私も同感です。一般的に納税意識が高いといわれている所得税ですら、年末調整で年税額が確定し、確定申告をする機会がない給与所得者は、納税意識が低いという指摘があります。賦課徴収されている個人住民税では、なおのこと納税意識も痛税感も生まれてきませんね。

外久保 納税意識の低さは、地方自治体に関する関心の低さからくるとも考えられませんか。

例えば、統一地方選挙の投票率と衆議院議員選挙の投票率（全国平均）を比較してみると、地方の首長選挙は五〇%をかうじて超えているものの、国政選挙の投票率（六〇〜七〇%）に比べれば低い傾向にあります。

地方自治の確立を実現していくためには、地方自治体の努力だけではなく、地方自治への地

域住民の関心や自覚も重要になってくるのではないのでしょうか。

橋浦 受益と負担の関係を実感できず、地域住民の納税意識が低いままだと税の使い道を決定する地方自治への関心が生まれない。そのため地方自治に対する関心がますます薄くなり、地方自治の根幹を決める選挙の投票率も低くなっていく……。

ここに「中央依存体質」からいつまで経っても脱却できない図式が垣間見えます。

「見える化」均等割の重課で納税意識の醸成を

外久保 では個人住民税はどうあるべきでしょうか？

橋浦 地方税の存在が見えにくいことが地方自治への関心が薄い原因の一つと考え、所得税と同じく個人住民税を意識する機会をつくるべきとの結論に至りました。すなわち「税の見える化」です。具体的には、個人住民税にも申告制度を導入することを提案いたします。その

ためにも所得税と個人住民税の諸控除を共通化し、所得税の確定申告と同時に個人住民税の申告も行えるようにすべきです。

鳥居 所得税の確定申告書に「確定年税額」と「地方交付税充当額」という欄を設けることにより納税意識を醸成していきたいと考えています。

もう一つ、「均等割の重課」も提案いたします。地方税においては均等割が最も応益課税原則に則していますが、今の均等割額は、道府県・市町村合わせで四〇〇〇円と、行政サービスへの対価としては低すぎる。そこで、この均等割を正しい痛税感を伴うレベルまで引き上げることが必要と考えました。

また納税義務者を、「現行の一定金額以上の所得のある個人」から、所得に関係なく地方自治への参加が可能な地域住民、つまり選挙権が付与される二十歳以上の地域住民を納税義務者とすべきではないでしょうか。

植松 地方税の重要な財源である個人住民税の均等割を重課



植松知幸会員、外久保 茂会員、板倉雄一郎会員、和川 崇会員

することは、当然、税収の安定化につながっていきます。また均等割の税収が増加することにより、地方交付税の持つ格差調整機能の緩和につながります。

また、地

IV 法人課税

地域に必要な産業を見極め 企業と住民Win-Winの関係に

ます。この意識改革が、自立した地方自治体の確立につながっていくものと考えます。

方自治体と地域住民の関係に変化が生じることも期待できます。均等割が重視されることにより、税の使い道を決める地方自治に積極的に関わっていかうとする意識・正しい使われ方がされているのかを監視する意識が醸成されてくるものと考え

ます。均等割が重視されることにより、税の使い道を決める地方自治に積極的に関わっていかうとする意識・正しい使われ方がされているのかを監視する意識が醸成されてくるものと考え

渋谷 次に法人課税について、植松さん、和川さん、外久保さん、板倉さんお願いします。

植松 はい。まず地方税の法人課税の特徴を教えてください。

和川 法人課税の場合には「都市部」と「地方」の地域間格差が非常に大きいことに特徴があります。法人二税すなわち「法人住民税」と「法人事業税」は都市部に集中しており、この「格差」を地方交付税で補っているのが現状です。

外久保 国税と地方税の平成二十二年の税収内訳を見ると、法人課税、すなわち国税の法人税（二一・二％）と地方法人二税（一七・九％）の割合が大き

くなっています。現行の制度ですと、地方法人二税は所得金額や法人税額をベースとするため、その税収が個人課税よりもさらに景気に左右されやすい。ここが問題です。

植松 法人課税のあるべき姿とは、どんなものでしょうか。

和川 地方税の法人課税は国税と結びついて国の施策を担ってきました。すなわち、法人課税軽減や補助金、そして経済復興特区などの規制緩和といった国の施策が、地方で実行されてきた経緯があります。

外久保 つまり、減税や補助金などを用いて企業を誘致し、地方の活性化を図る。そのことで都市部と田舎の地域間格差を少しでも埋めようとするのが、地方自治体の法人課税での主たる戦略となっています。

板倉 ここで注意しなければならぬのは、企業は「移動性が高い」ということです。地方に進出した大企業の工場や大きなショッピングモールが撤退してしまつたケースは少なくあり

ません。大企業の誘致は一時的な地域の活性化につながっても、必ずしも長期間継続して地方のためになる政策ではないということを認識すべきです。

ですから、その地域に本当に必要な産業や企業を考えて誘致し、企業も地域に密着した事業活動を行うことが必要です。地域の活性化を図り、最終的に住民の生活向上を実現できるように、企業と住民のWin-Winの関係が求められます。

植松 その点、復興の推進力として産業復興投資促進特区が注目されていたと思いますが。

和川 産業復興投資促進特区は国が主導する制度で、適用されれば法人税の減免などメリツトが大きいですが、外から新たな企業の受け入れを想定しており、また要件も厳しいので適用を受けられる企業が見つかりません。市町村単位でみると適用企業数は少ないのが現状です。

外久保 この制度は被災県すべてに国の制度を一律に適用する方式なのが問題です。地方自

自治体には産業の選択権などはあっても、適用要件や優遇措置等の重要な部分に地方自治体の裁量はない。私の関与先に導入を考えたもなかなか適用企業が見つからないですね。

植松 すると結局は、地方税法に内在する根本的な問題の解決が必要だといえそうですね。

板倉 ええ。実は「課税自主権や予算の執行に関する自由な裁量権が地方自治体があれば、震災後の復興がもう少しスムーズに進んだのではないか」という自治体関係者の意見もあります。地方発信型・地方の状況にマッチした制度を地方自治体が採れるような環境・法整備を検討する必要があります。

法人事業税の改革を推進し 中小企業にも応分の負担を

植松 法人課税の改革案についてはどうに考えていますか。
外久保 法人事業税の改革が必要だと思います。地方の中小企業の場合、ほとんどの企業は

赤字または欠損金の繰越のため、事業税が課税されておりません。これでは応益課税の原則が生かされるはずありません。「外形標準課税の全法人への導入」と「課税標準などでの地方自治体の課税自主権の確保」が必要です。そうすれば地方自治体の自己責任と判断で、法人課税の中心となる事業税の課税権限が高まり、地方税の施策も行いやすくなるものと考えます。

また事業税が高くなれば法人税の損金が増えるので、結果として国税の法人税から地方税の事業税へシフトさせることが可能になります。

板倉 現在、事業税の課税体系は所得割が中心となっています。しかし基本的には法人税等と同様であり、この体系には疑問が持たれます。資本金一億円超の大企業で事業税の外形標準課税が適用されれば、付加価値割と資本割が追加で適用されますが、課税標準をしつかり吟味すれば、中小企業への外形標準課税の導入も可能であると思

ます。応益課税原則からもそれが適切だと思います。

またこの課税標準について、地方自治体独自で決定できる課税自主権を与えることも必要でしょう。特に付加価値割はいろいろな考え方がとれるはずですが、また資本割をうまく活用することにより、中小企業についても応分の負担が求められると考えられます。

和川 まずは法定外税を制定する条件を緩和すること。そして法定税についても、地方税法に地方自治体の課税自主権をもつと折り込むことが必要だと思います。地方税法の課税標準等まで、地方自治体主導で定めることができる仕組みを今後検討すべきではないでしょうか。

板倉 特に復興・経済活性化にあたっては、「経済の規模だけを追求する従来型」ではなく、長期の視点かつピンポイントな「専門的な技術や知識を集約する特区」などが良いと思います。従来型の企業誘致だけではなく、医療や介護に特化した企業

等の誘致を積極的に行い、住民生活の水準を上げるような政策（税制優遇）を考えてもいい。いわば「産業重視（大工場）」だけでなく、「地方の住民の生活（病院や介護施設）重視」の発想が求められているのです。

V 福島の現状と課題

復興の長期化を見据え

長期的恒久的な特別法の制定を

植松 最後に、福島の現状と今後の課題について話し合ってくださいと思います。

板倉 通常の震災復興であれば数年単位のものかもしれませんが、福島の場合は震災の被害と併せて原発事故による放射性物質被害により問題が複雑化しており、復興に要する期間は数十年に及ぶと想定されています。
外久保 先ほど、個人の所得課税は応益課税を前提として議論を進めてきました。しかし、福島県には避難民が多数存在し

ています。そうすると、避難して他の市町村に住んでいる場合の住民税の納付先は、住民登録している先か、現在実際に住んでいる市町村になるのか。応益の観点からは難しい問題です。

植松 同じ市町村でも「帰還困難な地域」と「帰還可能な地域」とに二分されている市町村もありますよね。

外久保 はい。インフラの整備も含め、その市町村がどう対処するのか、非常に難しい問題のはずです。市町村の財源と政策をそれぞれの市町村任せにしているのか、国側がどこまで支援すればいいのか。まだ何も決まっていないのが現状です。

和川 資産課税については、現在福島県では土地・建物が放射線物質の汚染により価値が毀損しております。避難区域は価値が「0」となっておりますし、その他の地方でも固定資産税の減免措置が取られております。

例えば、福島市では平成二十四年度から建物については三割土地については一割の評価減が

行われております。固定資産税の評価の見直しにより、三年、この評価が継続する予定です。

板倉 しかし、この減税分をどうするかは曖昧のまま進んでいるようです。現行制度では、一部は国が地方交付税として負担することとなっております。しかし全額ではないため、残りの金額を市町村が歳出等で調整していくか、交渉して国に負担してもらうか、または賠償金により東京電力に負担してもらうかはまだ決まっております。

外久保 地方消費税についても、現在福島県は経済活動が停滞しているため配分額が少なくなり、大幅な収入減となっております。一方、行政としては原発事故の問題を含めてかなりの歳出増……。大きなギャップが生じています。

また、福島県の税収においては核燃料税の割合が高かったのですが、廃炉にする場合には現行の条例では課税ができない資産税も含めて東電に賠償請求

できるのか、といった問題も浮上してきます。

植松 福島市在住の板倉さん、今後の地方税制度はどうあるべきか、考えをお聞かせください。

板倉 現在重視されているのは住宅やインフラなどのハード面の復興です。しかし復興を後押ししていくためには、ソフト面すなわち法律や地方自治のシステムの整備が必要となります。

いわゆる租税特別措置法のよくな、基本的な制度を変えずに特別の対応を取るか、恒久的な措置として地方税法で福島県を特別区等として特別法を整備するかなどの方法が考えられます。ただ、特に福島の場合は数十年に及ぶ復興が前提ですから、小手先の対応では効果が期待できません。個人的には震災に対応する長期的・恒久的な特別法の制定が必要だと考えます。

植松 福島県が抱える問題は、本当に難しいですね。

和川 はい。ですがぜひ全国の皆さまにも、このような状況を共有してほしいと思います。

おわりに

丹治 すべてのディスカッションが終了しました。皆さまのような感想を持たれましたか。

日本は地震大国です。東日本大震災クラス地震は日本全国で起こりうると考えられています。私たちの経験と研究が、その備えの一助となれば幸いです。

最後になりますが、震災時、皆さまから頂戴しました温かいご支援に心から感謝を申し上げます。あまりの被害の大きさに茫然自失としておりましたが、皆さまからのお心遣いはまさに希望でした。この感謝の気持ちを伝えし、東北会の発表を終了とさせていただきます。ありがとうございました。ありがとうございました！

